

## 鳥取県高体連主催大会における複数校合同チーム編成規定（バレーボール専門部）

### 趣旨

合同チームは「部員不足」により単独校での大会参加を見合わせていたチームに出場の機会を与えるためのもので、強化を目的とした勝利至上主義であってはならない。

- 1 同地区内に限る。公立・私立高を問わない。
- 2 2チーム以上による合同を認める。
- 3 合同チームを組む各チームの部員がそれぞれ6名未満であること。怪我等による一時的なものは認めない。
- 4 3と連動し、JVA-MRS（日本バレーボール協会個人登録）が6名未満であること。全日本選手権県予選に、新チームで出場するが6名未満の場合は、3年生の登録は抹消しておくこと。
- 5 各校の校長に事前に了解を得ること。
- 6 監督・選手・マネージャーのエントリー人数は単独チームと同一とする。引率責任者は、原則として構成するすべての学校において必要とする。
- 7 地区専門委員に、申込時に了解を得ること。  
  
(各地区専門委員は県専門委員長に連絡し、了解を得ること)
- 8 各高校の校長に高体連様式「複数合同チーム編成申請書」を提出すること。
- 9 合同チームの編成期間は、各大会の予選会から大会終了までとする。編成については予選会から本大会までの期間で変更することはできない。
- 10 年度をまたぐ編成に関しては一旦編成された合同チーム活動の継続性を担保するため、特例として前年度の県大会に合同チームとして参加実績のある学校に限り、翌年度に部員不足を解消した場合でも、合同チーム活動を延長することができる。その場合、年度初めの大会申し込み時までに上記5，7，8の編成手続きを済ましておくこと。
- 11 ユニフォームは統一する。ただし、試合ごとで変わってもかまわない。
- 12 合同チームが解散した場合、合同チームで得たポイントは消去する。また、シード権を獲得していた場合はシード権が破棄され、各地区のシード権を持っていない最上位チームに抽選で与えられる。
- 13 中国選手権大会、全国高等学校総合体育大会、全日本バレーボール高等学校選手権大会及び中国高等学校新人バレーボール大会において県代表になれる。
- 14 チーム名は原則として合同チームを構成する校名の連記とする。

制定施行日 平成24年4月16日

一部改正 令和5年4月6日

一部改正 令和6年12月23日